

天文教育普及研究会会則

(2005年8月2日から実施)

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、天文教育普及研究会(Society for Teaching and Popularization of Astronomy)と称する。

第2条(目的) 本会は、天文教育の振興および天文普及活動の推進を目的とする。ここにおける天文教育・天文普及とは、学校教育・社会教育のみならず、種々の場・形態で行われる天文教育・天文普及をも含むものである。

第2章 事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 総会・研究発表会(年会)の開催
- (2) 年会集録および定期刊行物の発行
- (3) 支部研究集会および分野研究集会の開催
- (4) 講演会・研修会・見学会等の開催
- (5) 関連団体との共催(または後援)事業
- (6) その他、運営委員会が必要と認めた事業

第4条(年度) 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第3章 会員

第5条 本会は、つぎの会員により構成される。

- (1) 一般会員：本会の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員：本会の目的に賛同する学生
- (3) 団体会員：本会の目的に賛同する団体
- (4) 賛助会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体

第6条(所属) 地域区分にもとづき支部を設ける。活動分野にもとづき分野を設ける。

第7条(入会) 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、当該年度の会費を納入する。その際、所属希望の支部(1つ)および分野(複数可能)を申し出る(申請により変更可能)。上記の手続きの完了をもって入会とし、入会者は運営委員会に報告される。

第8条(退会) 会員で退会を希望する者は、退会届を提出する。退会者名は運営委員会に報告される。

第9条(権利)

1. 会員はつぎの権利を有する。

- (1) 定期刊行物に投稿し、研究発表会で発表する。
- (2) 定期刊行物および研究発表会集録を購入し、配布を受ける。その購読料は会費に含まれる。
- (3) 本会が行う事業に参加する。

2. 一般会員および学生会員はつぎの権利を有する。

- (1) 総会において議決権を行使する。
- (2) 役員選出において選挙権および被選挙権を行使する。

3. 団体会員は、団体の催し案内に関する記事を定期刊行物に載せることができる。掲載の詳細については細則に定める。
4. 賛助会員は、広告を定期刊行物に載せることができる。掲載の詳細については細則に定める。

第10条（会費）

1. 会員はつぎのように定められた会費（年額）を当該年度の8月31日までに納めなければならない。正当な理由なく次年度の8月31日までに会費を納めない場合は、運営委員会において本会からの除名が決定される。この除名者の再入会には未納分の会費の納入を必要条件とする。
 - (1) 一般会員 4000 円
 - (2) 学生会員 2000 円
 - (3) 団体会員 7000 円
 - (4) 賛助会員 1 口 10000 円（1 口以上）
2. 会員が災害などに被災した場合、前項の規定にかかわらず、運営委員会の決議によって、会費の納入を一定期間免除することができる。

第 4 章 役員

第11条 本会につきの役員をおく。その選出は細則に基づいて行われ、会計監査委員以外は他の役員を兼任することができる。また、重任を妨げない。ただし、連続しては2期までとする。

- | | | |
|------------|----------------|--|
| (1) 会長 | 1 名・任期 2 年 | 本会を代表し、会務を統括する。 |
| (2) 副会長 | 3 名・任期 2 年 | 会長を補佐し、会長が職務を実行できないときはそれを代行する。3 名のうち、2 名は年会開催予定地を考慮して選出される。残り 1 名は会長と同時期を務め、実務を補佐するものとして選出される。 |
| (3) 運営委員 | 20～40 名・任期 2 年 | 本会の運営に携わる。各分野ごとに選出される分野委員および各支部ごとに選出される支部委員からなる。 |
| (4) 支部長 | 各支部 1 名・任期 1 年 | 各支部を代表し、支部活動を統括する。各支部ごとに選出される支部委員のうちの 1 名がこれにあたる。 |
| (5) 会計監査委員 | 2 名・任期 2 年 | 本会の会計監査を行う。 |

第12条（辞任） 役員辞任の承認は、運営委員会の議事とする。会長の辞任が承諾された際には、会長と同時期を務め、実務を補佐すべく選出された副会長が、新たな会長が選出されるまで会長代行を務める。運営委員・支部長・会計監査委員の辞任が承認された際には、選挙における次点者がその残りの任期を務める。

第 5 章 運営

第13条（総会）

1. 総会は本会運営の基本方針等を決定する最高機関で、通常年 1 回行われ、会長が招集する。
2. 一般会員および学生会員の 10 分の 1 以上の出席をもって総会は成立する。ただし、

委任状により議決権を委任した者は出席とみなす。

3. 総会の議長は、会長が務める。会長が特に必要と認めた場合には会長の指名した者が代行する。
4. つぎの事項は、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 前年度事業報告および収支決算
 - (3) 会則の変更および会則において総会の権限に属せられた事項
 - (4) 一般会員および学生会員 10 名以上より提出された事項
 - (5) その他、会長が必要と認めて付議した事項
5. 総会の議事は、別に定めるものを除き、出席会員の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
6. つぎのような場合には、臨時に総会を招集する。
 - (1) 一般会員および学生会員の 10 分の 1 以上より、予め議事を示して請求があった場合。
 - (2) 運営委員会が必要と認めた場合

第 14 条（運営委員会）

1. 運営委員会は、総会の定めた基本方針に従い運営要領を審議決定し、本会を運営する。
 2. 運営委員会は会長、副会長および運営委員により構成され、委員長は会長が務める。
 3. 運営委員会は委員長が招集する。また、運営委員の 5 分の 1 以上より、予め議事を示して請求があった場合は、委員長は臨時に運営委員会を招集しなければならない。
- 第 15 条（運営上必要な委員会） 会長は運営委員会の承認を得て、運営上必要な委員会を適宜設けることができる。

第 16 条（事務局）

1. 総会および運営委員会の議決に基づいて本会の会務を執行するための事務局をおく。
2. 事務局は、所在する支部の運営委員と若干名の事務員により構成される。

第 6 章 会則・細則

- 第 17 条（会則の変更） 本会則を変更しようとするときは、総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 第 18 条（細則の決定） 本会則の実行に必要な細則は、運営委員会の議決を経て定め、総会で報告される。

第 7 章 解散

- 第 19 条（解散） 本会の解散は、総会出席会員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

[付則] この会則は 1989 年 8 月 7 日から実施する。

この改訂された会則は 1993 年 7 月 1 日から実施する。
この改訂された会則は 1994 年 8 月 3 日から実施する。
この改訂された会則は 1995 年 8 月 3 日から実施する。
この改訂された会則は 1998 年 8 月 6 日から実施する。

この改訂された会則は 2002 年 8 月 7 日から実施する。
この改訂された会則は 2003 年 7 月 29 日から実施する。
この改訂された会則は 2004 年 8 月 24 日から実施する。
この改訂された会則は 2005 年 8 月 2 日から実施する。

天文教育普及研究会会則の細則

(2006年8月6日一部改訂)

< 所属に関する細則 >

(1) 支部

以下の7つの支部を設ける。

北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国四国支部、九州支部

(2) 分野

以下の3つの分野を設ける。

学校教育分野(学校における活動を主眼とする分野)

社会教育分野(社会教育施設における活動を主眼とする分野)

一般普及分野(学校・社会教育施設以外における活動を主眼とする分野)

< 役員選出についての細則 >

1. 役員選出のための選挙は、選挙管理委員会が管理する。

(1) 選挙管理委員は、会長が運営委員会の承認を得て、学校教育・社会教育・一般普及の各分野から1名以上委嘱する。

(2) 選挙管理委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

(3) 選挙管理委員長は、委員の互選により決定される。

(4) 選挙管理委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が未決定の際には、会長が招集する。

2. 会長、運営委員および会計監査委員は、一般会員および学生会員による直接選挙により選出され、選挙はつぎのように行われる。

(1) 運営委員および会計監査委員は、1年ごとにその半数が改選される。

(2) 毎年発行の名簿に記載されている一般会員および学生会員は、次年度のための選挙の選挙権および被選挙権を有する。運営委員の選挙においては、申し出た支部および分野において被選挙権を有する。ただし、非改選役員の任にある者は、兼任を認められていない役員の選挙については被選挙権を有しない。

(3) 選挙管理委員会は、投票締切日より50日前までに発行される定期刊行物紙上で選挙の公示を行う。

(4) 自薦・他薦による立候補をすることができる。

(5) 立候補の届出は、選挙管理委員会に定められた期日までに行われるものとする。

(6) 選挙管理委員会は選挙権を有する会員に、投票締切日より25日前までに立候補者名を知らせ、投票用紙を配布する。

(7) 会長の投票では、会長1名以内の記名をすることとする(全国区選挙)。

(8) 会計監査委員の投票では会員1名以内の記名をすることとする(全国区選挙)。

(9) 運営委員において、分野委員の投票はそれぞれの分野において会員1名以内の記名をすることとする(各会員が3分野に投票する)。

(10) 運営委員において、支部委員の投票は投票者が所属する支部の会員から支部委員定数の半数以内の記名をすることとする。

(11) 投票は本人の無記名投票とし、規定の投票用紙を用い、規定数以内の会員が記名され、指定の期日までに選挙管理委員会が受け取ったものを有効投票とする。

(12) 開票は、選挙管理委員会が行う。会員は開票に立ち合うことができる。

(13) 選出される運営委員の分野および支部ごとの定数はつぎのとおりとする。

分野委員：学校教育 2名 (6名)	社会教育 2名	一般普及 2名	支部委員：北海道 2名 (22名)	東北 2名	関東 6名	近畿 4名	中国四国 2名	九州 2名	中部 4名
----------------------	---------	---------	----------------------	-------	-------	-------	---------	-------	-------

(14) 会長および会計監査委員は有効得票数の多い順に、運営委員は分野および支部ごとに有効得票数の多い順に当選決定とする。運営委員において、分野委員は支部委員を兼ねることができるものとする。ただし、分野委員においては分野の兼任はできないものとする。

(15) 選出されるべき最後の順位の有効得票数が同数のときは、年令の少ない方を当選とする。

(16) 同一人が会計監査委員と運営委員または会長に選出された場合は、会計監査委員を辞退することとする。

(17) 当選者が辞退した場合は、次点者が選出される。

(18) 当選および次点の結果は総会で報告される。

(19) 会計監査委員または運営委員が任期途中で任務を遂行できなくなった場合は当該選挙においてそれぞれの有効得票数の次点者が委員となり、残りの任期を務める。

3. 副会長は、会長が運営委員の中から指名し、総会で報告される。副会長3名のうち1名は会長と同時期を務める。残り2名は翌年度および翌々年度の年会開催予定地を考慮して指名され、年会開催の前年度から務める。

4. 各支部の支部長は、支部委員において前年度に選出された者も含め、各支部の高位得票者となる。支部長が会長に選出された場合は、2位得票者が支部長となる。ただし、支部委員の互選によって支部長を決定することも認める。

<定期刊行物発行についての細則>

1. 定期刊行物は年3回以上発行される。

2. 定期刊行物発行のための編集委員会を設置する。

3. 編集委員会は5~10名の委員より構成され、委員長はその互選により決定される。

4. 編集委員は、会長が運営委員会の承諾を得て、学校教育・社会教育・一般普及の各分野から委嘱する。ただし、少なくとも1名の編集委員は運営委員が兼任する。

5. 編集委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

6. 編集委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が未決定の際は、会長が招集する。